

山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の概要

特に静穏な環境を維持する必要があると考えられる学校等周辺や住居専用地域について、県条例により一定の制限を行う。

◇ 制限する区域及び期間

(1) 【区域】学校等^{※1}の敷地の周囲100m以内

【期間】月曜日から金曜日まで^{※2}

(ただし祝日及び学校等の標準的な長期休業日を除く。^{※3})

※1 学校等

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、幼保連携型認定こども園、保育所

※2 知事が学校等の管理者の意見を聴いて認める場合を除く。

※3 条例で定める学校等の長期休業日とは、個々の学校等の実態を指すのではなく、休業日程確認にかかる事業者・学校双方の負担を軽減するため及び事業者の予見可能を確保するため、標準的な日付を指定して規則で定める。

【考え方】

教育や保育を行うために特に静穏な環境を維持する必要があること及び登下校時の防犯を考慮し、学校等の敷地の周囲100m以内においては、月曜日から金曜日は事業を制限する。ただし、授業や登下校に影響がない場合等、知事は学校等の管理者の意見を聴いて、制限しないことができるものとする。

(2) 【区域】第一種低層住居専用地域

【期間】月曜日から金曜日まで（ただし祝日に当たる場合を除く。）

【考え方】

第一種低層住居専用地域は、住宅に係る良好な環境を保護する地域の中で最も規制が厳しく、店舗や事務所等の専用建物（コンビニや銀行など）の立地が制限されており、特に静穏な環境の保持が必要な区域。平日に比べ区域内への住民以外の出入りが通常多くなる土日祝日以外は、事業の実施を制限する。

◇ その他

(1)、(2)以外の地域であって、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生、その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要な市町村の一定の区域について、当該市町村の意見を聴いて検討し、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。